

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、令和 3 年 1 月から同年 2 月まで実施した監査の結果に関する報告について、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 23 日

山形県監査委員	小	野	幸	作
山形県監査委員	木	村	忠	三
山形県監査委員	武	田	一	夫
山形県監査委員	海	老	名	信
				乃

第 1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和 2 年山形県監査委員訓令第 1 号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第 2 監査実施状況

監査は、監査対象機関 58 箇所について実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
寒 河 江 高 等 学 校	令和 3 年 1 月 14 日	小野委員	海老名委員
森 林 研 究 研 修 セ ン タ ー	令和 3 年 1 月 14 日	小野委員	海老名委員
長 井 工 業 高 等 学 校	令和 3 年 1 月 14 日	小野委員	海老名委員
荒 砥 高 等 学 校	令和 3 年 1 月 14 日	小野委員	海老名委員
寒 河 江 警 察 署	令和 3 年 1 月 14 日	小野委員	海老名委員
小 国 警 察 署	令和 3 年 1 月 14 日	小野委員	海老名委員
山 形 西 高 等 学 校	令和 3 年 1 月 14 日	木村委員	武田委員
山 形 北 高 等 学 校	令和 3 年 1 月 14 日	木村委員	武田委員
福 祉 相 談 セ ン タ ー	令和 3 年 1 月 14 日	木村委員	武田委員
庄 内 空 港 事 務 所	令和 3 年 1 月 14 日	木村委員	武田委員
山 形 盲 学 校	令和 3 年 1 月 14 日	木村委員	武田委員
鶴 岡 高 等 養 護 学 校	令和 3 年 1 月 14 日	木村委員	武田委員
工 業 技 術 セ ン タ ー	令和 3 年 1 月 15 日	小野委員	海老名委員
高 度 技 術 研 究 開 発 セ ン タ ー	令和 3 年 1 月 15 日	小野委員	海老名委員
産 業 技 術 短 期 大 学 校	令和 3 年 1 月 15 日	小野委員	海老名委員
農 業 総 合 研 究 セ ン タ ー	令和 3 年 1 月 15 日	小野委員	海老名委員
病 害 虫 防 除 所	令和 3 年 1 月 15 日	小野委員	海老名委員
寒 河 江 工 業 高 等 学 校	令和 3 年 1 月 15 日	小野委員	海老名委員

小 国 高 等 学 校	令和3年1月15日	小野委員	海老名委員
庄 内 警 察 署	令和3年1月15日	小野委員	海老名委員
こ ども 医 療 療 育 セ ン タ ー	令和3年1月15日	木村委員	武田委員
最 上 学 園	令和3年1月15日	木村委員	武田委員
や ま な み 学 園	令和3年1月15日	木村委員	武田委員
上 山 高 等 養 護 学 校	令和3年1月15日	木村委員	武田委員
水 産 研 究 所	令和3年1月19日	武田委員	—
消 防 学 校	令和3年1月21日	武田委員	—
朝 日 少 年 自 然 の 家	令和3年1月21日	海老名委員	—
工 業 技 術 セ ン タ ー 庄 内 試 験 場	令和3年1月22日	武田委員	—
庄 内 教 育 事 務 所	令和3年1月22日	武田委員	—
鶴 岡 南 高 等 学 校	令和3年1月22日	武田委員	—
飯 豊 少 年 自 然 の 家	令和3年2月1日	小野委員	海老名委員
神 室 少 年 自 然 の 家	令和3年2月1日	小野委員	海老名委員
職 員 育 成 セ ン タ ー	令和3年2月1日	木村委員	武田委員
新 庄 南 高 等 学 校	令和3年2月1日	木村委員	武田委員
山 形 工 業 高 等 学 校	令和3年2月4日	木村委員	武田委員
北 村 山 高 等 学 校	令和3年2月4日	木村委員	武田委員
村 山 教 育 事 務 所	令和3年2月5日	小野委員	武田委員
谷 地 高 等 学 校	令和3年2月5日	小野委員	武田委員
村 山 警 察 署	令和3年2月5日	小野委員	武田委員
天 童 高 等 学 校	令和3年2月8日	武田委員	—
村 山 産 業 高 等 学 校	令和3年2月8日	武田委員	—
内 水 面 水 産 研 究 所	令和3年2月9日	小野委員	海老名委員
上 山 明 新 館 高 等 学 校	令和3年2月9日	小野委員	海老名委員
山 形 豊 学 校	令和3年2月9日	小野委員	海老名委員
新 県 民 文 化 館	令和3年2月9日	木村委員	武田委員
山 辺 高 等 学 校	令和3年2月9日	木村委員	武田委員
山 形 養 護 学 校	令和3年2月9日	木村委員	武田委員
山 形 警 察 署	令和3年2月9日	木村委員	武田委員
朝 日 学 園	令和3年2月25日	小野委員	武田委員
教 育 セ ン タ ー	令和3年2月25日	小野委員	武田委員
米 沢 養 護 学 校	令和3年2月25日	小野委員	武田委員
上 山 警 察 署	令和3年2月25日	小野委員	武田委員
米 沢 警 察 署	令和3年2月25日	小野委員	武田委員
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	令和3年2月25日	木村委員	海老名委員
図 書 館	令和3年2月25日	木村委員	海老名委員
青 年 の 家	令和3年2月25日	木村委員	海老名委員
山 形 東 高 等 学 校	令和3年2月25日	木村委員	海老名委員
左 沢 高 等 学 校	令和3年2月25日	木村委員	海老名委員

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が、重要な点において、法令に適合し、正確に行われている。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 産業技術短期大学校

(イ) 前年度会計の監査において指摘された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

未収金等の債権の管理が適切でないものがある。

延滞金の徴収手続をしていないもの 4件 合計5,100円

産業技術短期大学校授業料納付遅延に係る延滞金

a 元本 産業技術短期大学校授業料（令和元年度後期分）195,000円

元本の納期限 令和元年10月31日

元本の納付日 令和元年12月24日

延滞金の額 1,500円

b 元本 産業技術短期大学校授業料（令和元年度後期分）195,000円

元本の納期限 令和元年10月31日

元本の納付日 令和元年12月16日

延滞金の額 1,100円

c 元本 産業技術短期大学校授業料（令和元年度後期分）195,000円

元本の納期限 令和元年10月31日

元本の納付日 令和元年12月23日

延滞金の額 1,500円

d 元本 産業技術短期大学校授業料（令和元年度後期分）195,000円

元本の納期限 令和元年10月31日

元本の納付日 令和元年12月13日

延滞金の額 1,100円

ロ 職員育成センター

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

実績報告期限から実績報告日までの期間が3箇月以上のもの 1件

令和元年度山形県自己啓発支援事業費補助金

実績報告期限 令和元年10月10日

実績報告日 令和2年1月14日

ハ 山形工業高等学校

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

奨学のための給付金について、支出目安時期（8月）から相当な日数を経過してから支出しているもの

令和元年度分 55件

支出年月日 令和元年12月26日

令和2年度分 23件

支出年月日 令和3年1月29日

(ロ) 前年度会計の監査において指摘された事項について、改善を行っていないものがある。

(内容)

収入の調定が適切でないものがある。

調定手続が、調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円未満のもの 3件 合計11,245円

主な事例は以下のとおり

県立学校施設使用料(使用許可に伴う電気料・令和2年7月分)

調定すべき日 令和2年8月7日

調定日 令和2年11月10日

調定額 5,014円

ニ 北村山高等学校

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

令和2年度真空式温水ヒーター制御盤交換工事

契約金額 1,276,000円

要契約保証金 127,600円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意した主なものは、次のとおりである。

イ 事務事業

(イ) 公金等の管理が適切でないものがある。(朝日少年自然の家、山形工業高等学校)

ロ 収入

(イ) 収入科目を誤ったもので、目あるいは節又は細節で1万円以上のものがある。(北村山高等学校)

(ロ) 納付義務のない授業料を1箇月以上徴収し、還付を要するものがある。(山形工業高等学校)

ハ 支出

(イ) 支出科目を誤ったもので、目あるいは節又は細節で1万円以上のものがある。(天童高等学校)

(ロ) 支出額を誤ったもので1万円以上のものがある。(鶴岡高等養護学校)

(ハ) 請求書を受領しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(寒河江高等学校、山形工業高等学校)

(ニ) 諸手当の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のものがある。(山形養護学校)

(ホ) 検収の事務処理が適切でないものがある。(鶴岡南高等学校)

(ヘ) 奨学のための給付金について、支出目安時期(8月)から相当な日数を経過してから支出しているものがある。(山辺高等学校)

ニ 債権

(イ) 債権管理簿が作成されておらず、適切な債権管理が行われていないものがある。(山形工業高等学校)

ホ その他

(イ) 前年度会計の監査において指導された事項について、改善を行っていないものがある。(山形北高等学校)